

誓約書

江差町事業継続支援緊急給付金の申請に関して、次のとおり誓約します。

- 1 申請書類の内容は全て事実です。虚偽が判明した場合又は申請要件に該当しない状況となった場合は、給付金の返還に応じます。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する取組を実施しています。
- 3 給付金の交付を受けた後も、引き続き、江差町内で事業活動を継続します。
- 4 申請者は、次の（１）～（５）のいずれにも該当しません。
 - （１）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - （２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - （３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
 - （４）事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - （５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

令和 年 月 日

江差町長 様

住所・所在地

法人名又は
屋号・店舗名

代表者名

⑩